

倉吉市公告第6号

制限付一般競争入札を行うので、次のとおり公告する。

令和4年4月28日

倉吉市長 広田 一恭



1 工事の概要

- (1) 工事名 関金地区情報通信基盤設備引込工事
- (2) 工事場所 倉吉市関金地区全域
- (3) 工事概要 放送・通信設備整備
(詳細は別紙仕様書等のとおり)
- (4) 工期 契約締結日翌日から令和5年3月31日
- (5) 予定価格 103,598,000円(税込)
- (6) 最低制限価格 あり

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 本工事に係る入札参加資格確認申請書の提出ができる者は、令和4年4月19日時点で次に掲げる条件をすべて満たす者とする。
 - ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の11第1項において準用する第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - ② 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされている者及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けたものを除く。)でないこと。
 - ③ 入札参加資格確認申請書の提出期限の日から開札の時までの期間に、倉吉市建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱(平成11年1月1日施行)に基づく指名停止を受けていない者であること。
 - ④ 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項第2号に規定する電気通信工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。
 - ⑤ 建設業法第27条の23の規定に基づく経営事項審査の結果通知書で、公告日現在における電気通信工事の総合評定値が、1,300点以上であること。
 - ⑥ 鳥取県に本店(本社)若しくは支店(支社)又は営業所を有する者であること。
 - ⑦ 本工事の施工期間中、電気通信工事業に係る監理技術者(建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者をいう。)を専任で配置できること。この監理技術者については、直接的かつ恒常的な雇用関係(第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係であって、技術資料等の提出のあった日の3か月以上前から継続しているものをいう。)にある者に限る。

尚、過去10年間に元請けとし工事が完了し、引渡しが完了している自治体発注の同種工事(FTH方式による有線テレビジョン放送設備で請負金額が1億円以上(税込)の工事)の現場代理人若しくは主任技術者(監理技術者)として施工した経験を有する者、又は一般社団法人日本CATV技術協会によるCATV総合監理技術者の資格を有しており、且つ公告日より過去10年間に元請けとし工事が完了し、引渡しが完了している自治体発注の類似工事(建設業法の電気通信工事で請負金額が1億円以上(税込)の工事)の現場代理人若しくは主任技術者(監理技術者)として施工した経験を有する者であること。但し、「CORINS」に登録されたものに限る。
 - ⑧ 倉吉市の令和3年度・令和4年度の電気通信工事の入札参加資格を有する者であること。
- (2) 以下の条件を満たす場合には、2者又は3者で結成された共同企業体による入札を認める。
 - ① 共同企業体に関する条件
 - ア 共同企業体の各構成員の出資比率は、2者の場合は30%以上、3者の場合は20%以上とする。
 - イ 共同企業体の代表者の出資比率は、構成員中最大とする。

ウ 共同企業体の各構成員は、本工事の入札において外の共同企業体の構成員として参加することができない。

② 共同企業体の代表者の資格

上記2(1)の入札参加資格に準ずる。

③ 共同企業体の構成員共通の資格

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の11第1項において準用する第167条の4の規定に該当しないものであること。

イ 鳥取県に本店(本社)若しくは支店(支社)又は営業所を有するものであること。

ウ 本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本関係又は人的関係がある者でないこと。なお、「本工事に係る設計業務等の受託者」とは、次に掲げる者である。

鳥取県米子市米原5-3-20(相野ビル2F) (株)ニュージェック鳥取事務所

エ 建設業法第27条の23の規定に基づく経営事項審査の結果通知書で、公告日現在における電気通信工事の総合評定値が、500点以上であること。

オ 本工事の施工期間中、電気通信工事に係る主任技術者を専任で配置できること。この主任技術者については、直接的かつ恒常的な雇用関係にあるものに限る。

カ 倉吉市の令和3年度・令和4年度の電気通信工事の入札参加資格を有する者であること。

3 入札参加資格の確認

入札に参加を希望する者は、本制限付一般競争入札の参加資格に関する確認資料等(以下、「資格確認資料」という。)を次のとおり提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 提出期限

令和4年5月20日(金) 午後5時まで(必着)

(2) 提出方法

資格確認資料は下記の場所に持参すること。

鳥取県倉吉市葵町722番地 倉吉市総務部企画課

(3) 資格確認資料の内容

資格確認資料は、次のとおりとする。

① 提出書類

ア 制限付一般競争参加資格確認申請書(様式第1号及び様式第1号別表)

イ 施工実績調書(様式第2号)

ウ 配置予定技術者調書(様式第3号)

エ 特定建設工事共同企業体協定書(様式第4号)

※エの提出は共同企業体を結成する場合に限る。

入札参加資格の結果については、別途通知する。

② 上記の確認書類として以下の書類を添付すること。

ア 施工実績調書の記載内容を証明する「CORINS」の工事カルテ又は契約書の写し等

イ 配置予定技術者の資格者証等の写し及び入札に参加しようとする者との雇用関係が確認できるもの(健康保険証の写し等)

ウ 配置予定技術者の資格を確認できるもの(監理技術者証、監理技術者講習修了書等の写し等)

(4) 資格確認資料のうち配置予定技術者に関する注意事項

① 資格確認資料提出時に配置予定技術者が特定できない場合は、複数の技術者を配置予定技術者として入札参加申請し、契約締結後、申請した配置予定技術者のうちから技術者を選択することを認める。

② 資格確認資料の提出以降、配置予定技術者の追加又は削除は、認めない。ただし、配置予定技術者の死亡、退職その他のやむを得ない事情がある場合を除く。

③ 提出方法

1部持参すること。

(5) その他

- ① 資格確認資料の作成及び提出に要する費用は、これを提出する者（以下「申請者」という。）の負担とし、提出された資格確認資料は、返却しない。
- ② 提出された資格確認資料は、申請者に無断で本工事の入札以外の用途には使用しない。
- ③ 技術資料等の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料等の提出があっても、指名されるとは限らない。

4 入札の手続き等

- (1) 入札執行の日時 令和4年5月30日（月）午後1時00分
- (2) 入札執行の場所 倉吉市役所本庁舎第2会議室
- (3) 入札保証金 免除
- (4) 郵便等による入札 無効
- (5) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（1円未満の端数は切り捨てるものとする）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (6) 工事費等算定資料（見積書）の提出

入札時に、入札書に記載された入札金額に対応した工事費等算定資料の提出を行うこと。

- (7) 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ① 競争参加の資格がない者のした入札
- ② 郵便又は信書便による入札
- ③ 封書でない入札
- ④ 記名押印を欠く入札
- ⑤ 入札金額と訂正した入札又は入札金額の不鮮明な入札
- ⑥ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- ⑦ 委任状を持参しない代理人のした入札
- ⑧ 同一の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- ⑨ 再度の入札において、前回の最低価格以上の価格でした入札

- (8) 落札者の決定方法

- ① 予定価格の範囲内で最低価格をもって入札した者を落札者とする。なお、地方自治法施行令第167条の10第2項により本市が定める最低制限価格を下回る価格で入札をした者は失格とする。
- ② 落札者となるべき同価格の入札をした者が2以上ある場合は、くじによって落札者を決定する。

- (9) 契約書作成の要否
要する。

5 その他

- (1) この公告に係る照会窓口は、倉吉市総務部企画課（電話0858-22-8161）とする。
- (2) 落札者の決定から倉吉市財務規則第82条第1項に規定する本契約の締結又は成立までの間に、落札者の構成員が入札参加資格要件を欠くに至った場合、市は、落札者と本契約を締結しないことがある。この場合において、市は、一切の損害賠償の責めを負わない。
- (3) 入札参加者が1者であっても入札を執行する。
- (4) 質疑については、令和4年5月18日（水）午後5時までに倉吉市総務部企画課に質問書（様式は自由とする）を提出すること。期間内に到達したものに限り受け付ける。

- ① 提出方法 電子メール：kikaku@city.kurayoshi.lg.jp
※事前に質問を行う旨を倉吉市総務部企画課に連絡すること。
電話番号：0858-22-8161

- ② 質問に対する回答の閲覧

原則として倉吉市のホームページにおいて閲覧に供する。
※閲覧期間は、令和4年5月30日（月）午前9時まで

